

建設工事に係る低入札調査基準価の算定方法の一部改正について

建設工事に係る，低入札調査基準価格の算定方法を，下記のとおり改正します。

記

1 改正内容

低入札調査基準価格を下回った場合の失格基準の算定

改正後	改正前
<p>下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは，失格とする。</p> <p>【項目別基準】</p> <p>「項目別基準」は変更なし</p> <p>【総額基準】</p> <p>(5) 入札価格が，下記の～の合計額から～の額を減じた額または，～までの合計額のいずれか低い額未満である。</p> <p>「直接工事費の 100%」</p> <p>「共通仮設費の 100%」</p> <p>「現場管理費の 80%」</p> <p>「一般管理費の 55%」</p> <p>「比較価格の 3%」</p> <p>「直接工事費の 97%」</p> <p>「共通仮設費の 90%」</p> <p>「現場管理費の 90%」</p> <p>「一般管理費の 55%」</p>	<p>下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは，失格とする。</p> <p>【項目別基準】</p> <p>(1) 直接工事費が市設計額の 75% 未満である。</p> <p>(2) 共通仮設費が市設計額の 70% 未満である。</p> <p>(3) 現場管理費が市設計額の 70% 未満である。</p> <p>(4) 一般管理費が市設計額の 30% 未満である。</p> <p>諸経費が(2)～(4)に細分化されていない場合は，諸経費が市設計額の 55% 未満である。</p> <p>【総額基準】</p> <p>(5) 入札価格が，下記の～の合計額から～の額を減じた額または，～までの合計額のいずれか低い額未満である。</p> <p>「直接工事費の 100%」</p> <p>「共通仮設費の 100%」</p> <p>「現場管理費の 80%」</p> <p>「一般管理費の 55%」</p> <p>「比較価格の 3%」</p> <p>「直接工事費の 95%」</p> <p>「共通仮設費の 90%」</p> <p>「現場管理費の 90%」</p> <p>「一般管理費の 55%」</p>

2 適用

平成 29 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用します。

詳細については，「入札参加者の心得」及び公告文添付の「共通事項」をご確認ください。